

カナダにおける近年の農村地域政策の動向

たち かわ まさ し
立 川 雅 司

1. はじめに
2. 戦後におけるカナダ農村政策展開の概要
 - (1) 1955年頃まで
 - (2) 1955～1965年頃：ポピュリズムと地域主義
 - (3) 1965～1980年頃：テクノクラシー的計画の盛衰
 - (4) 1980～1995年頃：メガプロジェクトの盛衰
3. 農村政策に関する近年の概括的動向
 - (1) 連邦農業省における農村政策関連部局
 - (2) Canadian Rural Partnership (CRP) プログラム
 - (3) 第2局面に入るCRP
4. 農業補助金改革とCARD基金
 - (1) CARD基金設置の経緯
 - (2) CARD基金の運用上の特徴
 - (3) adaptation council
 - (4) CARD基金・全国プログラム
5. 結語

1. はじめに

カナダにおいて農村地域政策は、ここ数年、連邦政府において重要な政策課題として取り組まれている。その背景には、財政赤字削減を背景とした政府の地方組織の合理化等によるサービス／アクセス低下に対する危惧感や、西部穀物輸送法(WGTA)の廃止などに象徴される農村地域経済のドラスティックな変化に対して、構造再編ないしは社会経済的適応(adaptation)をいかに円滑に進めることができるかという喫緊の課題に対する対応策としての意味合いが強い。しかし、こうした農村開発に対する連邦政府の関心は、戦後の地域政策の推移の中で見ると、むしろ余り大きなものではなかった。農村開発や地域開発の定義にもよるが⁽¹⁾、こうした政策に対する連邦政府の関与は、かなり限定されたものであった。その背景には、財源の問題と共に、独立性の強いカナダの各州政府の存在がまず挙げられよう。こうした文脈の中で、農村開発政策は、州との共同管理的性格が強く⁽²⁾、またハードよりもソフト事業を中心としたプログラムになる傾向が見られる。

本稿では、農村政策の最近の動向について触れる前に、全体的な概観を得るため、まず農村開発・地域開発政策の戦後以降の発展についてその特徴を述べる。次に、西部穀物輸送法の廃止(1995年)以降における農業省を中心とした農村政策の主な制度的枠組みとその中での主要な柱と考えられるCRPおよびCARD基金の具体的な取り組み内容に関して概観する。その際、CARD基金に見られるような農業関連補助金の配分手法における抜本的な変更などに関しても若干言及する。なお、州政府および地方自治体レベルでの農村政策に関する取り組みも、農村政策全体を理解するためには重要であると考えられるが、本稿では連邦政府、特に農業省を中心とした連邦レベルにおける農村開発政策への取り組みに限定して述べる。

注(1) 農村地域政策を定義することは非常に難しい。カナダでの現地調査から得られた印象では、カナダで「rural policy」と呼ばれる政策は、部門横断的かつ「rural area」だけを対象とした地域限定的な政策を意味することが多い。なお、この「rural area」の定義は、主として人口指標(地区

人口が1,000人未満もしくは人口密度が400人未満)にのみ基づいてなされており(Bollman〔1〕),産業構成上の要素はこれの中に考慮されていない。すなわち,農業部門との関連性は,この「rural area」の中に含意されていない。この点,日本語では「農村」という場合に「農」の文字が既に入っているため,農業部門との関連性を抜きにして考えることが困難である。その意味でカナダにおける農村政策が意味する内容は,日本語の語感との間に格差がある。とはいえ,後にみるように農村政策を主体的に調整する役割は農業大臣が担っており,このことは農村地域において農業が大きなウェイトを伝統的に占めてきたという事実を反映したものである。

- (2) カナダでは,連邦および州の所管事項が憲法によって定められている。例えば,教育や保健医療の分野は主として州が所管する事項であるのに対して,農業や環境に関しては連邦と州との共管事項(shared jurisdiction)とされている。しかし,「農村」に関してはこうした明確な規定がないとされている(オタワでのヒアリング結果)。

2. 戦後におけるカナダ農村政策展開の概要

戦後カナダの農村開発政策の展開は,農村開発から都市部を中心とした地域開発への重点シフト,また農業部門から都市・工業部門への投資戦略の転換等を主要な潮流として特徴づけることができる。また連邦の中央集権的なアプローチに対する批判等から分権的な共同事業の性格を強めてきた歴史ということができる。こうした経緯を経て,現在の連邦レベルでの農村政策は農業省が関係省庁との連携をとりつつ所管するとともに,農村政策に対する連邦の関心が再燃してきているのが90年代の特徴ということができる。

以下の歴史区分および概要は,B. Fairbairn(1998)“A Preliminary History of Rural Development Policy and Pro-

grammes in Canada, 1945-1995 (draft)”に依拠した。なおこの論文は,カナダ農村復興財団(Canadian Rural Restructuring Foundation)による研究プロジェクト「新しい農村経済(New Rural Economy)」の一環として取りまとめられた成果である(付表参照)。

(1) 1955年頃まで

第二次大戦前からこの時期においては,特に重要な農村問題は表面化していない。農村に関わる法制度および機関として特筆されるべきものとしては,1935年のPrairie Farm Rehabilitation Act(PFRA,平原農家復興法)に基づく,Prairie Farm Rehabilitation Administration(平原農家復興局)の設置,および1948年のMaritime Marshlands Rehabilitation Act(MMRA,沿海州沼沢地復興法)制定と沿海州沼沢地復興局の設置が挙げられる。これらの機関の主要な役割は,水資源開発,土地改良,土壌保全である。PFRAは,当時のアメリカが「ダスト・ボウル」時代であったのと同様,カナダ平原諸州(アルバータ,マニトバ,サスカチュワン)における深刻な干ばつと,これに伴う生産低下および農場危機への対応策として設置されたものである。しかし,この時期は,総じて農村問題を農業問題と同一視し,農村に対する政策としては,農産物の価格安定対策が重視されていた時代と特徴づけられ,農村地域自体を政策対象に据えたプログラムは登場していなかった。

(2) 1955~1965年頃:ポピュリズムと地域主義

この時期の特徴としては,ディーフェンベーカー政権(1957~63)成立によって農村開発政策に対する連邦政府の関心が増大したことが挙げられる。1958年に「Gordon Report」と呼ばれる委員会報告書が提出され,政府内で地域間格差の残存に対する関心が喚起され

たことがその背景とされている。こうした要請に応じて政府は、Road to Resources Program (北部カナダの幹線道路網整備事業) や Winter Works Program (冬期失業対策) に着手した。

また 1961 年には、全国レベルで農村を政策対象の中心とした初めての法律である Agricultural Rehabilitation and Development Act (ARDA, 後に Agricultural and Rural Development Act と名称変更) が成立し、農村における貧困、経済調整、生活水準向上対策がここからスタートした。この法律の下では、限界的な土地の効率的利用、雇用機会創出のための農村開発、土地・水資源開発および保全に関するプログラムが実施された (松原〔4〕)。

つづいて 1963 年には、Area Development Agency (ADA, 地域開発局) が設置されたが、この時期は連邦政府の関心が、農村開発およびインフラ整備から、都市・産業開発へと劇的に転換していく第 1 歩でもあった。ここには、後年の地域開発の理論的背景となっていく「growth-pole theory」が既に見て取れる。この立場では、地域における中心的な都市に対して様々な経済的インセンティブ (減税、補助金支出等) を提供することで、中心部を活性化させ、周辺地域にも開発効果が波及していくと想定する。集中的な投資が高い雇用創出効果を挙げたと確信した政府は、1969 年以後の DREE (後述) の政策の中で、この考えをさらに普遍的な手法として採用するに到った。

また 1966 年には、Fund for Rural Economic Development (FRED, 農村経済開発基金) が開始された。FRED は、部門横断的な手法を重視した包括的・統合的な「地域」開発プロジェクトであり、その統合的な地域計画へのアプローチは地域開発に携わる専門家から高く評価されたプログラムであった。しかし、選定された事業地区は、全国の中で

もプリンスエドワードアイランド州など経済停滞が顕著な 5 地区だけであり、1969 年 DREE が設置されるとその内部に吸収され、独立のプログラムとしては短命に終わった。事業区では、教育や職業訓練、転居支援、企業支援、インフラ整備支援など、多様な事業を包括的な戦略策定を行ないつつ実施した。

(3) 1965～1980 年頃：テクノクラシー的計画の盛衰

この時期の特徴は、農村開発政策が、より中央集権的で制度化されつつ、「地域」および「産業」計画にシフトしたことである。その結果として、連邦政府と州政府との間で地域開発に関するイニシアティブをめぐる政治的な軋轢が発生した。

この間の最も重要な変化は、1969 年の Department of Regional Economic Expansion (DREE, 地域経済開発省) が設置されたことである。この DREE の発足によって、PFRA の他、ARDA, ADA, FRED など既存の地域開発関連機関・プログラムが DREE に統合されるとともに、これを統括する意思決定機構がオタワに集中した。当時発足したトルドー政権 (1968～79, 80～84) は、カナダが財政面でも政治権力の面でも州の独立性が過度に高まり、連邦解体の危機に瀕しているという危機感を持っていた。こうしたトルドー政権の意向を反映し、連邦政府による地域統括の手段として DREE が組織されたのである。

また地域開発に対する当時のアプローチの特徴は、既に触れたような「growth-pole theory」の影響が色濃く反映したものであり、条件不利な地域や弱体産業へのテコ入れ策から、成長可能性の高い地域や部門へのテコ入れへと政策転換していた。その結果、DREE の政策対象は、人口比でカナダ全体の 5 割をカバーするまでに拡散してしまった。従って、この時期は、「農村」政策の色彩がかなり希薄

化した時期でもある。また地域開発計画の特徴も、FREDのような包括的地域対策というよりも、雇用創出などの評価軸を明確とした効率性重視の事業計画へと変化した。

連邦政府の中央集権的な地域開発政策に対する批判は、かなり根強く存在しつづけたために、1974年には政府も政策転換を図り、より分権化されたアプローチを用いるようになった。すなわち、General Development Agreements (GDAs)において、分権的な政策対応を取りつつ、連邦と州との間でプロジェクトに対する費用分担を行う柔軟な助成協定が締結されることとなった(付表参照)。

(4) 1980～1995年頃：メガプロジェクトの盛衰

この時期の特徴は、石油ショックから始まる深刻な経済危機を脱するために、政府が天然資源開発のためのメガプロジェクトを遂行したことである(例：National Energy Programme, BC Resources Investment Corporation, Alberta Energy Corporation, Potash Corporation of Saskatchewan等)。こうしたメガプロジェクトに対して政府は停滞する経済の牽引役を期待していたものの、地域に賦存する天然資源を外へ移出すること自体をもって経済開発とすることはできず、地域経済とのつながりが希薄という批判もあった。

またそれまで連邦からも州からも批判が多かったDREEについては、1982年Department of Industry(産業省)に統合されることで、Department of Regional Industrial Expansion(DRIE)が設置され、DREEから継承されたプログラムの多くは縮小ないし簡略化されると共に、GDAsもEconomic and Regional Development Agreements(ERDAs)に置き換わり、費用分担(cost-sharing)手法を中心とした連邦・州との共同事業はこの中で継承された。

しかし、このDREEの廃止は、「地域」開発から「産業」開発が前面に出るような政策変化を決定付けるものでもあった。すなわち、DRIEでは、「地域」的配慮はもはや政策上考慮する必要のないものとなってしまったのである。こうして農村開発を明確な対象とするプログラムについては、農業省の所管の一部で僅かに手当てされるに過ぎないという状況に到る。

上記に述べたメガプロジェクトの限界を埋めるために、地域の小規模な経済活動に対する支援対策として地域開発担当機関が連邦によって設置されたこともこの時期の特徴として特筆されるべきである。すなわち、Western Economic Diversification Canada(WD, 1987), Atlantic Canada Opportunities Agency(ACOA, 1987), Federal Economic Development Initiative in Northern Ontario(FedNor, 1987), Federal Office of Regional Development-Quebec(FORD-Q, 1988, 現名称：Canadian Economic Development for Quebec Region, CED)が相前後して設置された。これらの連邦機関は、首都オタワではなく各地域に設置され、そのアプローチも民間ビジネスセクターへのインセンティブ提供や経済開発戦略の策定に向けられており、かつてのFREDやARDAのような地域の社会経済全体を包括する地域開発を志向する機関ではない。

またこの他、州や自治体レベルでも各種地域経済開発への取り組みがなされてきたが(1970～80年代のMain Street再開発事業など)、ここでは連邦政府の政策を中心としているので、詳細な紹介は割愛する。また連邦農業省のプログラムではないが、Human Resource Development Canada(カナダ人的資源開発省)が開始し、現在はIndustry Canada(工業省)が所管しているプログラムでCommunity Futuresと呼ばれる事業が、この論文の著者であるFairbairnによって高

く評価されていることも付記しておく。1986年から開始されたこの雇用創出・経済開発プログラムは、主として農村地域で実施され、草の根レベルからの参加を軸として、自治体とも連携しつつ、地域開発のための戦略計画策定や新規参入企業への資金提供などに実績をあげており、コミュニティ経済開発プログラムと呼ぶにふさわしい内容をもったものとして特筆に値する。こうした手法に触発されて、ニューファンドランド・ラブラドール州では、「新地域経済開発」を宣言し、州内を20の経済圏(Economic Zone)に区分し、各経済圏で民間から選出された委員会が経済戦略計画を策定して住民に公表するなど、民間主導によって活性化戦略策定に当たろうとしていることが伺われる。

連邦レベルでの農村開発への関心は、一旦は非常に後退したということが出来るが、1990年頃から再び農村開発に対する関心が復活してくる傾向が見られる。それは例えば、1990年に連邦レベルの26省庁間で農村政策についての情報交換・相互連携のためのInterdepartmental Committee on Rural and Remote Canadaが設置され月1回の割合で会合を持つようになったこと。また保守政権のキャンベル首相(1993)のもとで、歴史上初めて農村地域担当大臣(農業大臣が兼務)が任命されたこと。また農業省内にRural Renewal Secretariat(現Rural Secretariat)が設置(1994年)され、省内異動による職員20名程度が配置され、農村問題対応の窓口機能および関係省庁との調整業務を担うべく位置づけられたことなどにみられる⁽¹⁾。なお、農村担当大臣は、その後、総選挙(1997年9月)で保守党政権が敗退し、リベラル政権(クレティエン首相)が誕生するや一旦は廃止されるが⁽²⁾、1998年になって再び「農村問題調整大臣 Minister Coordinating Rural Affairs」というポストが復活し、農業大臣が兼務することとなった。そして同年には、パ

イロットプログラムや対話事業を含む取り組み(CRP:後述)が開始された。そこで次にFairbairnの論文を離れて、1995年以降の最近の動向について概観する。

注(1) Rural Renewal Secretariatの設立理念に関しては、プライデン〔2〕所収のカナダ関連の論文も参照されたい。

(2) リベラル政権の政策全体に対する指向の特徴として、近年では社会政策的配慮が強く指向されているという指摘があった(現地でのヒアリング)。特にこうした政策として、保健医療分野や青少年対策、先住民民族問題が重視される傾向があるという。農村に対する連邦政府の関心の高まりもこうしたリベラル政権の政策指向と無縁ではないと筆者は考える。

3. 農村政策に関する近年の概括的動向

農村開発政策の定義にもよるが、連邦が州に移転する財源全体の中で農村開発関連の予算が占める割合は、歴史的に見ても非常に僅かなウェイトしかもっていなかった(第1表参照)。こうした傾向は今日でも大きくは変わっていないと考えられる。但し、政府組織の再編による地方事務所の統廃合など農村に対する政府サービスの低下や、西部穀物輸送法の廃止による農家経済への打撃など、農村を取巻く環境が一段と厳しくなっている中で、連邦機関の農村開発政策に対する関心は近年高まっているということが出来る。

特に、農業省内での最近の動きとしては、①1995年から開始されたCARD基金による農業食品関連事業への取り組み(次章で述べる)、そして②1998年から開始された農村パートナーシッププロジェクト(Canadian Rural Partnership, CRP)とその一環として取り組まれている農村対話事業が注目される。そこで以下では、これらのプログラムを所管する農業省の取り組みを中心として、農

第1表 連邦から州への交付金と地域経済開発関連プログラム支出額との比較

(単位:百万ドル)

	1946-57	1957-63	1963-68	1968-73	1973-81	1981-83
Area Development Incentives Act	-	-	17.4	35	-	-
Atlantic Development Board	-	-	22.1	40	-	-
Agricultural and Rural Development Act	-	3.7	15.8	22.7	24.1	12.3
Cape Breton Development Corp.	-	-	-	39.2	53.6	114.7
Fund for Rural Economic Development	-	-	6.1	34.6	44.1	-
General Development Agreements	-	-	-	-	224.1	257.2
Maritime Marshland Rehabilitation Act/Prairie Farm Rehabilitation Act	3.5	15.7	25.1	10.6	-	-
Regional Development Incentives Act	-	-	-	88.6	93.9	134.7
Roads to Resources	-	9	5.7	1.1	-	-
Technical and Vocational Training Act	-	84.2	162.1	1.2	-	-
Trans-Canada Highway	15.9	53.6	64.5	21.3	1.2	-
Winter Works	-	4.2	-	-	-	-
Total of Selected Programs (A)	19.4	170.4	318.8	294.3	441	518.9
Total Federal Transfers (B)	346.5	943.5	1,583.8	4,000.3	11,377.0	19,374.3
Program Transfers as Percentage of Total Transfers (A)/(B)	5.6	18.1	20.1	7.4	3.9	3.7
Program Expenditures Excluding Technical and Vocational Training Act as Percentage of Total Transfers	5.6	9.1	9.9	7.3	3.9	3.7

資料: Fairbairn (1998).

村関連プログラムの特徴に関して順次述べていく。

なお、農業省以外の省庁が提供するプログラムで、農村に居住する人々が利用できるサービスやプログラムも多数用意されており、これらは Rural Secretariat で編集されている「At Work in Rural Communities (Resource Book, 1998)」(<http://www.rural-gc.agr.ca/e0-contents.html>) にリストアップされている(約180プログラム)。

(1) 連邦農業省における農村政策関連部署

はじめに、連邦農業省における農村政策に

関わるセクション (Rural Secretariat) の概要を述べ、次項において当セクションが直接所管しているプログラムのうち現在進行中のものについて、その概要を簡単に紹介しておこう。

先にも述べたように農村問題調整大臣は置かれているものの、農業大臣が兼務することになっている。また農業省内の政策局 (Policy Branch) の下に置かれた Rural Secretariat は農村開発に関係する省庁間の調整機能を果たすと共に、Canadian Rural Partnership (後述) など農村開発プログラムの一部分を所管している。また、連邦レベルの農村開発戦略の調整を行うために、Interdepartmental

Working Group (IWG) on Rural⁽¹⁾が設置され、連邦の26省庁の関係職員(課長補佐クラス)から構成された人々の間で、定期的に会合を持ち(月1回程度)、農村開発に関する情報交換と省庁間連携方策を検討することとなっている。このワーキンググループは、次の五つに焦点を当てつつ連携を図っている。すなわち、(a)資本・情報へのアクセス、(b) new economy への革新と適応、(c)ビジネス環境の整備、(d)人的資本への投資(青少年、先住民)、(e)コミュニケーションの促進、である。

またオタワで組織されるIWGの他に、各州では、Rural Teamという一種の農村問題調整委員会が設置され、連邦政府職員と、州政府や民間企業等、農村開発に関係する人々を結集して、農村開発の課題を検討する役割を担っている。

なおRural Secretariatには、各種情報提供を行なうCanadian Rural Information Service (CRIS)という機能(職員数2名)も併置し、インターネット等を通じて農村関連の情報提供を行なっている。

(2) Canadian Rural Partnership (CRP) プログラム

このCRPプログラムは、(a)農村開発に対する先進的な取り組みに対して助成するパイロットプログラムと、(b)将来的な農村開発政策を切り開くために農村住民レベルからの提言や意見を集約しようとする対話促進事業、(c)連邦政策が農村に対する影響を顧慮すべきとする提言(ルーラル・レンズ)といった取り組みを主要な柱として構成されている。

(a)パイロット・プロジェクト・プログラム (Pilot Project Program)

1998年連邦予算で新設されたプログラムであり、4年間で2,000万ドル(年500万ドル)支出することが認められている。CRPの

大部分は、このパイロット・プロジェクト予算が占める。環境保全や、情報技術開発、マーケティングなど様々な農村パイロットプロジェクトを公募し、1件当たり10万ドルまたはコストの半額補助を行う。

初年度採択プロジェクト例を下記に掲げておく。

①大西洋岸州(ノヴァスコシア、ニューブランズウィック、プリンスエドワードアイランド、ニューファンドランド・ラブラドール):農村技術ネットワークプロジェクト(\$87,000)やGISマネジメントプロジェクト(\$40,000)など12のプロジェクトを採択。合計50万ドル。

②ブリティッシュコロンビア州:遠隔地教育・職業訓練プロジェクト(\$80,000)や貝類養殖技術開発(\$96,933)など5プロジェクトを採択。合計32万2千ドルを支出。

③サスカチュワン州:北部地域コミュニティ・経済開発情報サービスプロジェクト(\$100,000)など3プロジェクトを採択。合計30万ドルを支出。

④オンタリオ州:農村パートナーシップのための電子的ツール開発プロジェクト(\$100,000)や南部オンタリオ州先住民のためのビジネスサービスセンター設置プロジェクト(\$94,000)など5プロジェクトを採択。合計33万ドルを支出。

以上に見るように、これらのパイロットプロジェクトは、数万ドル規模の比較的小規模かつ先進的な農村開発手法(特に情報通信基盤の整備など)や、コミュニティ経済開発に対する助成を行っている。このプログラムのもとでは、これまでに合計68のプロジェクトに予算が手当てされている(1999年5月時点)。また1999年5月には、第2ラウンドのパイロットプロジェクトを進めるべく、年300万ドルの支出を行うと政府からの発表(News Release, May 14, 1999)もなされたところである。

(b)農村対話事業 (Rural Dialogue)

このプログラムは、現在農村住民が直面している諸問題とその背景、将来的な活性化対策方向などに関する農村住民の意見をアンケート調査や、地域レベル・連邦レベルでのワークショップを通じて把握していこうとするプログラムで、1998年から実施されている。

この農村対話事業の中で意見を寄せた住民の延べ人数は、事前に実施された30の地域ワークショップと郵送アンケート調査を通じて、約7,000人とされており、彼ら農村住民からの意見は、「Rural Canadians Speak Out」という冊子にまとめられ、全国レベルのワークショップに検討素材として供された。

このワークショップ (National Rural Workshop) は、いわば初年度における対話事業の集約の場として開催され、1998年10月2～4日にオンタリオ州 Belleville で開催されたところである。当日の全国ワークショップへの参加者は、約250名であり、48の分科会に分かれて議論すると共に、その際、上記に述べた Rural Team Canada と Interdepartmental Working Group (IWG) on Rural の構成メンバーもこの議論に参加した。なお、この全国ワークショップの結果は、最終報告書としてインターネット上でも公表されている (この対話事業において主に検討された論点については、第2表参照)。また今後、引き続き農村住民の意見を聴取するために、インターネット上でディスカッション・グループが組織され、意見交換が続いている。こうした対話事業を引き継いでいくなかで、2000年4月には、さらに大規模な全国レベルでの農村問題に関するコンファレンスがケベック州 (Magog-Orford 市) で開催されることが決まっている。

また政府はこれまでの対話事業を通して、連邦政府は農村政策における行動枠組み (Federal Framework for Action in Rural

Canada) を1999年5月に発表した。その中では、連邦政府が重視する農村政策に関わる11項目の優先課題 (Rural Priorities) が提示されている。連邦政府が掲げた11項目の優先課題は、第3表のとおりである。

この表に示されるとおり優先課題の内容は、農村の定住・就業条件の改善を主眼に置きつつ、人的資源開発やコミュニティ活力などにも配慮した課題構成となっている。こうした優先課題を今後具体的にどのようなプログラムで解決していくことになるのかに関しては、行動計画を策定することとなっている (後述)。

(c)ルーラル・レンズ (Rural Lens)

CRPの柱の一つとして、ルーラル・レンズという取り組みがある。これは実際の予算執行を伴うプログラムというよりは、政策策定における新たな視点ないし指針ともいえるものである。具体的には、新しい政策を始める場合に、農村地域に対して当該政策がどのような含意をもつものか、農村部への影響を事前に考慮して政策策定を検討すべきであるとして、そのためのチェックリストを用意し、政策策定に関わる人々の農村に対する認識を喚起していこうとするものである。いわば、政策のもつ含意を「農村」という「レンズ」を通して見てみると、どのような含意 (特に分配面での影響) を当該政策がもつのか検討しようという指針である。こうした取り組みは、農村地域に対する事前影響評価を政策決定過程の中に盛り込んでいこうという提案とも受け取ることができる。とはいえ、ルーラル・レンズの取り組みを始めて1年近く経過した段階 (1999年5月) においても、このような視点での政策評価 (performance evaluation) を実際に行った事例はまだない。現在、カナダ農村部では、4銀行の合併が進められている過程にあり、こうした金融機関の再編が農村経済に対してどのような影響をもたらすのか、カナダの政策担当者は関心を示して

第2表 農村対話事業における検討内容

(1) 農村住民へのアンケート調査項目

ワークショップの開催までに、農村住民に対してアンケートを実施し、約7,000名から回答を得た。アンケートの調査項目は以下の七つの質問から構成されており、全て記述式で回答を寄せることになっている。

- ①農村コミュニティの将来：農村の持つ優れた特徴点、最大の問題点は何か。
- ②上記の問題点が解決できない理由は何か。何をすべきか。
- ③上記の問題点を解決するために、どのような団体・政府機関が貢献すべきか。またどのような役割を果たすべきか。
- ④上記の問題点を解決するために、特に連邦政府の果たすべき役割は何か。
- ⑤連邦政府のプログラムやサービスについて農村のニーズを満たすために改善すべき点は何か(枠組みや提供手法、認識、アクセスなどの点で)。
- ⑥農村住民から意見を継続的に聴取するために、どのような方法を連邦政府はとるべきか(集会、アンケート、世論調査、ニュースレター、諮問委員会、インターネット等)。
- ⑦農村におけるサクセス・ストーリーに関する自由回答

(2) 全国農村ワークショップで検討された主要問題

1998年10月に開催された全国農村ワークショップにおいて検討された農村をめぐる主要課題について項目のみを掲げる。これらはワークショップの各分科会での検討事項であり、出された論点については、National Rural Workshop Reportで詳述されている。

- ①コミュニティ開発をめぐるパートナーシップ
- ②経済活動の多角化
- ③農村青年が利用できる機会
- ④資金の不足およびそのアクセス条件
- ⑤人的資源開発、リーダーシップ、コミュニティの潜在能力形成
- ⑥農村におけるインフラストラクチャ
- ⑦農村における保健医療へのアクセス
- ⑧農村における教育へのアクセス
- ⑨テレコミュニケーションと情報ハイウェイの利活用
- ⑩連邦政府によるプログラムとサービスへのアクセス

(3) 基本的考え方

こうした農村問題を検討していく上で連邦政府が取るべき基本的考え方 (Guiding Principles) について、以下の5点にまとめられている。

- ①コミュニティの潜在能力形成：コミュニティ自身の努力をサポートすると共にそのプロセスを円滑に進めていくことが連邦政府の役割
- ②農村の基本的な条件整備を行うこと、また農村開発の触媒の役割を果たすことが連邦政府の役割
- ③農村の多様性・独自性を認識すること。プログラムやサービスは農村のニーズに基づくべき。
- ④短期的な解決はあり得ない。長期的な解決方法に投資すべき。
- ⑤パートナーシップを取りつつ共通の目標に向かっていくべき。

資料：(1)については、Questions for Rural Canadians : Rural Dialogue Workbook, The Canadian Rural Partnership (1998)を抄訳。

(2)および(3)については、National Rural Workshop Report : Rural Solutions to Rural Concerns (http://www.rural.gc.ca/nrw/english/draft_e.html)より抜粋。

第3表 連邦政府による農村政策上の優先課題

- ①連邦政府のプログラムやサービスに対する農村住民のアクセスの向上。
- ②農村ビジネスやコミュニティ開発に対する資金面でのアクセス向上。
- ③（先住民の青年を含む）農村青年に的を絞ったプログラムやサービス、様々な機会の提供。
- ④農村コミュニティの潜在能力（capacity）、リーダーシップ、技能開発の強化。
- ⑤コミュニティ開発に関わるインフラストラクチャを維持発展させる機会の創出。
- ⑥知識情報を基盤とする社会経済と農村とのリンクを形成すると共に、これらの技術を利用できる技能の獲得を支援すること。
- ⑦よりの確な支援を通じてカナダ農村の経済的多角化を強化すること。
- ⑧州政府と連携し、農村住民に対して安価に保健医療を提供する手法を検討すること。
- ⑨州政府と連携し、農村住民に対して安価に教育機会を提供する手法を検討すること。
- ⑩コミュニティや関係政府機関の間で農村地域開発を進めていくために、戦略的パートナーシップを醸成していくこと。
- ⑪農村の価値を認識しつつ、生活し、就業し、家族を育む場所としての農村地域を発展させること。

資料：News Release (May 14, 1999) "Federal Government Responds to Needs of Rural Canadians"
 (http://www.agr.ca/cb/news/n_90514_ae.html)

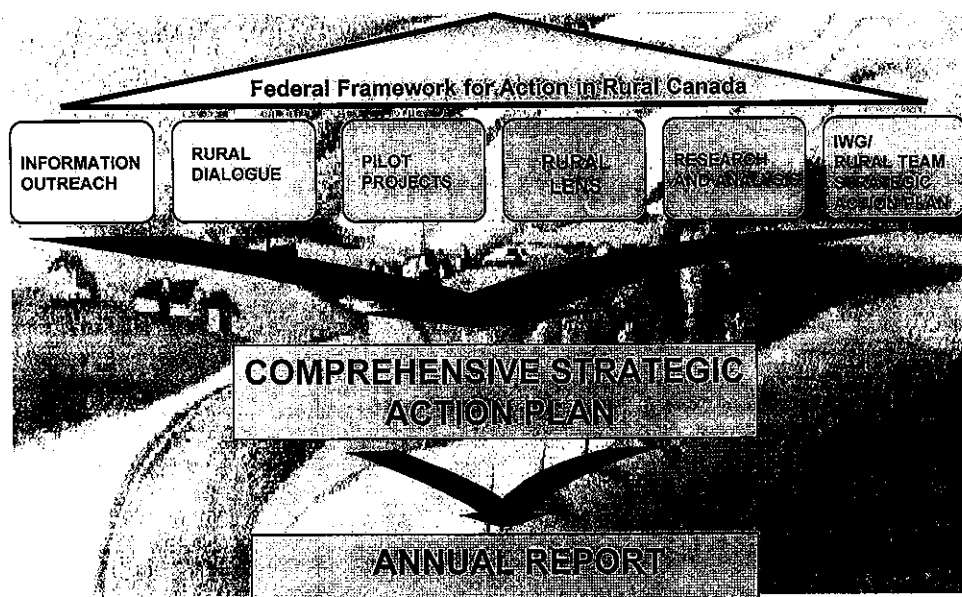
おり、今後、具体的なイシューに即して農村政策サイドからの政策評価がなされていくことが期待されている。

(3) 第2局面に入る CRP

以上のように CRP は、これまでパイロットプロジェクトと対話事業を中心な柱として構成され進められてきたが、最近ではこれまでの枠組みに新たな政策要素を追加して盛

り込むことが計画されている。いわば CRP の第2局面への移行が進んでいるということが出来る。

具体的には、これまでの枠組みに加えて、「研究分析 (Research and Analysis)」と「戦略的行動計画 (IWG/Rural Team Strategic Action Plan)」が加えられている（第1図参照）。また CRP 全体の枠組みは、先に述べた「行動枠組み」に準拠すると共に、CRP 全体



第1図 新たな展開を見せる Canadian Rural Partnership の枠組み

資料：Rural Secretariat 提供。

の進捗状況に関しては、年次報告書の中で報告することが計画されている(2000年度より発行開始予定)。

なお、「戦略的行動計画」は、対話事業を通じて明らかにされた前述の11の優先課題に基づいて検討されることになっており、その行動計画については、オタワでの省庁間組織であるIWGと各州に置かれているRural Team(前述)のそれぞれが、自らの立場や知見に沿って行動計画を策定し、その後両レベル間で調整し、最終的な「包括的戦略行動計画(Comprehensive Strategic Action Plan)」を作成するという手順になっている。その具体的なイメージは現段階では明らかにされておらず、また利害や目標が異なるこの二つのグループの行動計画を統合することは非常に難しい作業になるだろうとも予想されている。

注(1) このInterdepartmental Working Group(IWG) on Ruralは、Fairbairn論文で言及されていたInterdepartmental Committee on Rural and Remote Canadaが改称されたものと考えられる。

4. 農業補助金改革とCARD基金

このCARD(Canadian Adaptation and Rural Development Fund)基金は、1995 Federal Budgetで予算化された助成金であり、年額6,000万ドルのプログラムということで、カナダ農村開発プログラムの中で中心的な役割を担うプログラムと考えられる。この基金の基本的な考え方は、農村部の民間セクターに大きな意思決定権限を与え、(西部穀物輸送法廃止等に伴う)経済環境変化に対して円滑な適応(adaptation)を進めていくことを目的とする。こうしたCARD基金の運用は、これまでの政府主体の事業予算支出に加えて、民間主導で優先順位の決定を行う自己

裁量枠を認めたことが大きな特徴と考えられる。

CARD基金の名称の中には、農村開発(rural development)という言葉が使用されているものの、CARD基金の使途は、Agriculture Act(農業基本法)によって事業範囲に制約が設けられており、農業省が所管する農業および食品関連分野以外の使途は認められないことになっている。従って、この意味でCARD基金は農村政策というよりも部門政策というべきである。他方、農村政策として分類できるプログラム(部門横断的かつ農村だけを対象とした地域限定的な政策)は、CARD基金全体の数%程度を占めるにすぎないものと考えられている。とはいえ、本稿では西部穀物輸送法廃止などに象徴される農業・農村に対する連邦による補助金政策転換の特徴についてCARD基金が端的に示していると考えられるので、以下その概要について述べることとする⁽¹⁾。

(1) CARD基金設置の経緯

CARD基金が設置されたのは、1995年におけるカナダ農業政策の抜本的な改革が背景となっている。すなわち、WTO協定への対応措置として農業補助金削減が求められていたと共に、また政府の財政赤字削減のため、西部穀物輸送法等に基づく直接的な補助金が(廃止も含めて)大幅に削減された(詳細は小沢〔5〕に詳しい)。この時点で、全体の約3割の補助金(12億ドル相当)が削減されたとされる。

こうした補助金の大幅削減への対応措置としては、既に終了したが西部穀物輸送法調整基金⁽²⁾など一時払い的な移行措置プログラムも設けられていたところである(こうしたプログラムはAdjustment Programと呼ばれる)。CARD基金は、こうしたAdjustment Programの後を引き継ぐプログラム(Adaptation Programと呼ばれる)として設置され

たものである。CARD 基金として政府は、1995 年から 1999 年 3 月までの 4 年間に年額 6,000 万ドル支出することを認めた。なお、CARD 基金の連邦農業省内での所管部局は、政策局 (Policy Branch) の下に置かれた Adaptation Division である。

(2) CARD 基金の運用上の特徴

CARD 基金において優先されるプログラム分野としては、次の 6 分野が定められている。すなわち、①マーケティング、②環境保全、③食品の安全性、④イノベーションと研究、⑤人的資源開発、⑥農村開発、の 6 分野である。

また CARD 基金の支出に関しては、六つの「基本原理 (principles)」（国際貿易協定との整合性や地域間の公平性等）、および八つの「基準 (criteria)」が定められている。特に重要な点としては、①生産者個人への直接的な所得支持 (direct income support) としては使用できないこと、②個別企業ではなく産業全体への貢献や地域のニーズに応えるものに対して支出すること、③助成金の支出は短期的なものであるが、基金によって長期的なメリットが生まれるものに支出すること、等の点がある。

このように生産者への直接的な補助金ではないこと、また市場指向、市場変化に適應できることを目指すこと、さらには、より長期的な問題解決 (環境問題等) が重視されていること等に CARD 基金の特徴を見いだすことができる。

また財政支出手法 (delivery) の面での特徴としては、州レベルの民間機関 (adaptation council: 後述) に CARD 基金の一部を移管し、その用途について独自に意思決定できるようにした点が挙げられる。すなわち、CARD 基金が支出しているプログラムは、連邦レベルのプログラムと州独自のプログラムの二つのカテゴリーに大別されているのである。

①連邦 CARD プログラム：CARD 総額の内 60% (3,500 万ドル) を占める。連邦農業省が直接立案し管理するものが大半であるが、中には業界との共同支出・管理のもとになされているものもある (例えば、カナダ養豚協議会との共管で実施されている養豚環境管理戦略 (HEMS) がこれに相当する)。

②地域 CARD プログラム：CARD 総額の約 40% (2,500 万ドル) を占める。各州に設置された adaptation council がその用途を自主的に決定し、プログラムを所管する。例えば、オンタリオ州では 700 万ドルを CARD として管理している (その主な用途として、Environmental Farm Plan への助成がある⁽³⁾)。

(3) adaptation council

各州には、adaptation council が設置され、民間の農業食品関係団体からのメンバーがその構成員となっている。この adaptation council は、全国レベルでの CARD 基金プログラムの受け皿機関としての機能を果たすと共に、地域農業および食品産業の活力を向上させるべく州独自の adaptation プログラムを決定・実施する役割を併せもっている。なお、この adaptation council の名称は、例えば、オンタリオ州では Agricultural Adaptation Council、ブリティッシュ・コロンビア州では B.C. Investment Agriculture などと州によって名称は若干異なっており、また新たに設置された組織ではなく、既存の民間の農業関連組織が Adaptation Council 機能を果たす場合もある (例えば、Newfoundland Grain Elevators Inc. 等の場合がこれに当たる)。

このように adaptation council は農業関連産業の場面で民間の活力を導入する役割を担うことが期待されており、連邦政府のプログラム管理に関わるコストを削減すると共に、地域レベルの意思決定を地域開発に反映

させ、助成金使用における柔軟性を高めることが期待されている。なお、各 adaptation council において連邦助成金が適切に管理されているかどうかに関しては、毎年農業省に業務結果を報告することが義務づけられている。

また各州の adaptation council の構成は、農業食品関連団体が中心メンバー（オンタリオ州の場合には約 50 近くの団体）となって council の運営に関わっている。なお専従職員は、支配人を含む数名程度であり、多くは非常勤ないし無報酬で運営に参加している。また州政府の職員も council に関わっていることもあるが、投票権はなく、従って意思決定には参画しない。むしろ彼らの役割は、州予算との重複がないかなど、州事業との調整など助言者的な役割が期待されているにすぎない。

(4) CARD 基金・全国プログラム

CARD 基金で支出されている全国プログラムを参考までに掲げておく（第 4 表参照）。なお、この 17 プログラムの内、①、⑤、⑦、⑧を除く全てのプログラムが 1999 年 3 月までに終了しており、これらの後継プログラムに関しては、1999 年秋にも政府からアナウンスされることになっている。

これらの全国プログラムは、上記に述べた adaptation council が各州におけるプログラムの管理を行うこととなっているが、例外もある。例えば、⑭全国土壌および水質保全プログラム（National Soil and Water Conservation Program）のような環境保全に関わるプログラムについては、西部 3 州（アルバータ、サスカチュワン、マニトバ）に限って PFRA（平原農家復興局）が管理している。PFRA は、いわばアメリカの自然資源保全局（NRCS）に相当する機関であり、西部 3 州における環境保全や水資源開発に関して中心的な役割を果たしているため、これらに関連す

る CARD 基金の管理もこの PFRA が担当しているのである。

注(1) CARD 基金の中には、政府が公的に担ってきた機能の民営化に対して、これに伴う短期的な助成措置として CARD 基金が支出されているケースもある（例：Canadian Seed Institute）。このように補助金削減への対応だけでなく、行政組織の再編に対する移行措置的なプログラムも CARD の中には含まれている。

(2) Adjustment Programs としては、下記のプログラムが既の実施され終了している。

①西部穀物輸送法調整基金（Western Grain Transportation Act Adjustment Fund：WGTAAF）：輸送環境の変化に対して農家に 16 億ドルの移行措置支払いを行うと共に、カナダ政府は 3 億ドルを支出し WGTAAF を設けた。その支出の内訳は、

(a) 1 億 500 万ドルを輸送費プール補助プログラム（1996.12）に当て、マニトバ州およびサスカチュワン州東部農家の輸送費プールに対して助成。

(b) 4,000 万ドルを、アルファルファの乾燥貯蔵プロジェクトへの助成に当てる。

(c) 残りは、農村道路等インフラの整備・改善プログラム（CAIP）に当てる。

②飼料輸送補助調整基金（Feed Freight Assistance Adjustment Fund：FFAAF）：飼料運賃助成プログラムが 1995 年 12 月末に廃止されたことに伴い設けられた。助成金の廃止が畜産農家にもたらす影響を緩和することを目的とする。基金から各州の生産者団体に支出され、個別農家への直接支払いや団体の事業計画に当てられる。

(3) Environmental Farm Plan は、環境保全のための農業生産管理に関する自己診断チェックシートであり、オンタリオ州および大西洋岸諸州を中心として採用されている。その概要については立川〔6〕を参照されたい。現在は、この自己診断プログラムを ISO 14000 シリーズと関連させ

第4表 CARD 基金全国プログラムの内容

- ①カナダ・ファームビジネス・マネジメント・プログラム (Canadian Farm Business Management Program : CFBMP)
連邦・州・民間との共同プログラム。農家の経営管理技能向上のための事業。
- ②全国 HACCP 適応貢献プログラム (National HACCP Adaptation Contribution Program)
カナダ食品検査局が中小食品加工企業の HACCP 導入を支援する事業。
- ③農業ベンチャーのための経営計画 (Business Planning for Agri-Ventures : BPAV)
高付加価値農業関連ビジネスへの進出を目ざす経営者に対して経営計画の助言提供。
- ④農業食品貿易サービス (Agri-Food Trade Service : ATS)
農業省の市場産業サービス局のイニシアティブ。国際市場情報や輸出相談等の支援事業。
- ⑤農場負債軽減法 (Farm Debt Mediation Act : FDMA) および農場財務相談サービス (FCS)
FDMA は従前の Farm Debt Review Act に代わる法律。破産農場の財務調整を支援。
また FCS は、これに付随するコンサルティングを実施する事業。
- ⑥共同投資イニシアティブ (Matching Investment Initiative : MII)
農業省研究機関と民間企業との共同研究円滑化のための資金。
- ⑦カナダ農業安全性プログラム (Canadian Agriculture Safety Program : CASP)
農場での事故防止、特に農村における子供の安全確保のためのプログラム。
- ⑧4 H プログラム (4-H Program)
農村青少年の技能・リーダーシップ・経営能力育成のためのプログラム。
- ⑨タンパク・油脂・デンプン・パイロットプラント (Protein Oil and Starch Pilot Plant)
サスカチュワン州と連邦・民間を交えた非営利組織。新規農産物と技術の開発事業。
- ⑩カナダ農場食品安全性プログラム (Canadian On-Farm Food Safety Program : COFFSP)
連邦と全国レベルの生産者組織 (Canadian Federation of Agriculture) との共同事業。
- ⑪農村パートナーシップ・イニシアティブ (Rural Partnership Initiative : RPI)
農村問題を検討するための研究、会議等に対する助成プログラム。
- ⑫カナダ赤肉技術開発イニシアティブ (Canadian Red Meat Technology Initiative)
- ⑬カナダ農業奨学資金プログラム (Canadian Agricultural Scholarship Program)
農業食品部門の次代を担う研究者や実務者養成のための奨学金支給プログラム。
- ⑭全国土壌および水質保全プログラム (National Soil and Water Conservation Program)
研究、啓蒙、土壌モニタリング、技術指導などを実施するプログラム。
- ⑮カナダ農産物新規用途開発協議会 (Canadian Agricultural New Uses Council : CANUC)
農産物の非食品用途の研究開発を促すためのプログラム。
- ⑯カナダ種苗協会 (Canadian Seed Institute : CSI)
種苗に関する試験・検査を行ってきた同機関の民営化に伴う移行措置への助成。
- ⑰全国農業環境委員会 (National Agriculture Environment Committee : NAEC)
農業環境面での戦略策定を進める委員会活動への助成プログラム。

資料：“Partners in Change : A Guide to Canadian Adaptation and Rural Development Fund”
(brocher), Agriculture and Agri-Food Canada (<http://www.agr.ca/policy/adapt/>)

るべく取り組みがなされている。

5. 結 語

本稿では、カナダ農村地域政策の歴史的な展開について簡単に触れた上で、Rural Secretariat による農村対話事業を中心としたパートナーシッププログラムの概要、Adaptation Division が所管する CARD 基金のプ

ログラム管理上の特徴について述べてきた。農村政策に果たす連邦政府の役割は限定的であり、また農業省以外の省庁（特に Human Resource Development Canada, Industry Canada 等）の果たす役割も無視できないことを顧慮すれば、ここで取り上げたプログラムはこれらのほんの一部分を垣間見たものに過ぎないといえよう。

しかし、ここで論じたことからだけでも、

連邦政府が近年「農村」政策に大きな関心を払うようになってきたこと、その中では州政府や民間機関とのパートナーシップが制度化され、重要な意思決定上の機能を果たしていること、またこうした意味で連邦政府の役割は農村地域開発に対して「触媒」的な機能を果たすことが期待されていること等が明らかになったと考えられる。

1999年3月で、本稿で述べたプログラムの大部分は終了し、第2フェーズに移りつつある。その第2フェーズのプログラムの内容は現時点(1999年6月)ではまだ充分明らかにされていない。今後注目すべき点としては、Rural Dialogueを通じて積み重ねてきた連邦政府の対話事業への取り組みがどのような行動計画として具体化されるのかといった点や、Rural Lensの視点の政策的適用の状況、次期CARD基金の内容、各州レベルにおける農村政策の取り組みなどが挙げられよう。こうした点について今後のカナダの政策展開に注目していくことは、日本の農村政策を検討する上でも様々な示唆に富むものと考えられる。

〔参 考 文 献〕

- [1] Bollman, R., *Rural and Small Town Canada*, Tronto: Thompson Educational Publishing, 1992.
- [2] ジョン・ブライデン編, 岡部四郎・志村英二訳『学際研究・持続的農村社会をめざして』(農文協, 1998年)
- [3] Fairbairn, B., "A Preliminary History of Rural Development Policy and Programmes in Canada: 1945-1995 (draft)", 1998. (<http://nre.concordia.ca/nre-ftp-reports.htm>)
- [4] 松原豊彦『カナダ農業とアグリビジネス』(法律文化社, 1996年)。
- [5] 小沢健二「カナダの農業政策」(『平成8年度主要穀物需給分析検討・北米地域穀物需給動向等調査分析年次報告書』国際農業

交流基金, 1997年)。

- [6] 立川雅司「カナダの農業・環境政策」(『農総研季報』第29号, 1996年3月)。

〔参照 URL〕

- [1] Rural Secretariat 関連
<http://www.agr.ca/policy/rural/rsmenu.html>
- [2] CARD 基金関連
<http://www.agr.ca/policy/adapt/cardmenu.html>
- [3] カナダ農村復興財団 (CRRF)
<http://artsci-ccwin.concordia.ca/SocAnth/CRRF/crrf-hm.html>

〔付記〕

本稿は、拙稿「カナダにおける農村開発政策及び農業環境政策の動向」(『平成10年度海外食料農業情報分析検討・北米地域食料農業情報調査分析検討・事業実施報告書』, 国際農業交流・食糧支援基金, 平成11年3月)の前半部分をカナダ現地調査(1999.5.25~6.4)に基づいて修正・改稿したものである。

また現地調査に関しては、(財)21世紀村づくり塾からのサポートを受け、下記の方々のご協力・ご助言を得た。記して深謝申し上げる(敬称略・順不同)。下村書記官(在カナダ大使館)、鎌川浩之情報企画官(農林水産省国際企画課)、小沢健二教授(新潟大学)、芝田博専務理事、日野昭男事務局長、永田麻美研究員(以上21世紀村づくり塾)、坪井伸広教授(筑波大学)の方々。またカナダでは、L. Peter Apedaile, Bruno Jean, Bill Reimer(以上CRRF)、Bob Cumming, Chantal Pasho, Kevin Doyle(以上Rural Secretariat-AAFC)、Dale McKeague(Policy Development and Program Services-AAFC)、Ed Dunnett(Adaptation Division-AAFC)、Terence McRae(Environment Bureau-AAFC)、Ken Donnelly(Human Resource Development Canada)、Ray Bollman(Statistics Canada)の方々である。

末筆ながら、本稿のとりまとめに当たって適切な助言を頂いた水野正己海外部長に感謝申し上げます。

付表 カナダ連邦政府による農村開発関連政策（概要）

法律	組織・機関	プログラム等	概要	評価
Prairie Farm Rehabilitation Act (PFRA) 1935～	Prairie Farm Rehabilitation Administration (PFRA) 1935～ (農業省の機関。但し、1969～1981はDREEの下部組織)	Water Development Service, Land Development Service, Engineering Service Branch. 1992から農村開発(土壌、水保全が中心)にも関与	水資源開発に重点、ダムや灌漑施設の建設。その他、土壌浸食地域への草地造成や農村開発にも関与。	
Maritime Marshland Rehabilitation Act (MMRA), 1948～	Maritime Marshland Rehabilitation Administration, 1948～		沿岸沼沢地を対象とした機関であり、機能はPFRAに相当するものとされる。	
Agricultural Rehabilitation and Development Act/Agricultural and Rural Development Act (ARDA) 1961～1980			初期は農業・農村の開発に主眼。1965年に法律の名称変更と共に地域開発に重点移行。予算額は5千万ドルから、65年以降1億2千5百万ドルへ増額。連邦5割負担の matching fund。	政策効果(貧困解決、規模拡大、限界地域からの住民移転)については、疑問視される見解が多い。
	Atlantic Development Board (ADB) 1962～1971	Atlantic Development Fund (1億8千6百万ドル)	大西洋沿岸各州の経済開発に対する助言機関。主として第1次産業の発展戦略についての調査報告を発表。	革新技術の導入等を助言するものだったが、一貫した戦略策定には結びつかなかった。1971年DREEに吸収。
	Area Development Agency (ADA) 1963～		農村インフラ開発よりも都市の産業発展に重点。Growth-pole理論に依拠。慢性的失業に悩む都市部に対して、雇用創出、減税等に取り組む。	一定の雇用創出効果は見られたが、焦点を絞り切れず、効果が拡散し、所期の成果は挙げられなかったとの指摘もある。
Area Development Incentives Act/Regional Development Initiatives Act (RDIA) 1965			所管は産業省、後にDREEに移管。経済発展、雇用促進を目標とする。国内に23の重点地区を設定し、助成金により製造業等の低所得地域への移転を促進。Growth-pole理論に依拠。	
		Fund for Regional Economic Development (FRED) 1966～	従来の農村開発よりも包括的なアプローチを志向。開発が遅れている5地区を対象とし、事前の体系的な調査に基づいて、長期の事業を展開。	その包括的取り組みの点で高く評価されるが、DREEの中に統合される。

(付表つづき)

法 律	組織・機関	プログラム等	概 要	評 価
	<u>Department of Regional Economic Expansion (DREE)</u> 1969~1982		既存の地域経済開発関連の組織・プログラム(PFRA, MMRA, Roads to Resources, ARDA, ADB, ADA, FRED)を統合して省を設置。トルドー政権の強い意向を反映。地域間格差の縮小を、連邦が主導権を取りながら進める。開発の重点は、農村部から都市部に移行。地方の中心都市の活性化を進めることで、周辺農村へも活力が波及するという理論(growth-pole theory)に依拠。13年間で150億ドル支出。	当時の政府の手法が当時の連邦主義や州政府と合致しなかったため、反発も出る。こうした集権的な手法に対しては、1974年に方針転換され、より分権的で柔軟なアプローチとして、GDAsが用意される。政策効果に関しては議論が分かれる。
	Department of Regional Industrial Expansion (DRIE) 1982~		DREEが産業省に統合されてDRIEとして再編。既存の関係プログラムは後退するか、単純化された。	
	Ministry of State for Economic and Regional Development (MSERD) 1982~1984		DRIEへの再編に伴い、省庁間の調整のために新設。	
		<u>General Development Agreements (GDAs)</u> 1974~1981/ <u>Economic and Regional Development Agreements (ERDAs)</u> 1982~	各州との間で10年間の開発協定を締結し、連邦と共同管理される。策定されるプロジェクトは、工業から農林水産業、インフラ整備まで多岐にわたる。補助率は州の所得条件に応じて異なる。1980年時点で108の協定が締結され、連邦は23億ドル支出。DREEの再編に伴い、GDAsもERDAsに再編。	DREEの中央集権的手法に比べて柔軟で、州にとっては政治的にも好ましい手法だが、地域主義と連邦の意向との間で齟齬が生じることも。産業の立地集積と分散配置を同じ州内で進めるなど一貫性に欠けるとの批判もある。
		Partnership Agreement on Rural Development (PARD)	サスカチュワン州との間で締結。農村開発のために連邦との費用分担を行う。林業、観光業、鉱業などでの共同を進める。WDも資金提供に参画。	
	Provincial development corporations 1950s~ (例: Ontario Development Corporation, Nova Scotia Industrial Estates Limited, Saskachewan Economic Development Corporation, etc.)		製品開発など企業活動支援のために各州政府が出資設立。重点は、地域の発展よりもビジネス支援にある。	近年活動は停滞傾向にある。例外は、Newfoundlandで、州内自治体との連携強化に取り組み、情報交換に努める。

(付表つづき)

法 律	組織・機関	プログラム等	概 要	評 価
		[Provincial Programmes] Main Street/ Downtown Revitalization 1970s-80s	中心的商業地区の活性化対策として各州が自治体と連携して取り組む。	
		[Provincial Programmes] Local Economic Development 1970s-80s	各州による地域経済開発への取り組み。農村を明確な対象としたものではないが、実質的に農村での事業が多数。	州による予算手当は短期かつ少額だが、農村開発に関わる組織化には成果あり。
		Aboriginal Local Economic Development	1960～70年代にかけて経済開発のための企業を設立。	
	<u>Atlantic Canada Opportunities Agency (ACOA)</u> 1987～		大西洋沿岸州の地域開発機関を担当する連邦組織。意思決定の地域化・分散化を図る。技術革新、技術移転、マーケティング、インフラ整備、経済多角化などを目的とする。	自営業や小企業の増大や雇用創出に寄与していると評価されている。
	<u>Western Economic Diversification Canada</u> 1987～	Western Development Fund (WDF) 1980～； Western Diversification Initiative 1987	西部諸州の地域開発を担当する連邦組織で、西部に本部をおく連邦組織としては最初の例。ACOAと比較して、大都市の製造業に対する支援に重点がある。設立後最初の5年間で約3千のプロジェクトに対して、10億ドル支出。	最初の5年間で4万人分の雇用を創出したとされ、また西部諸州の国際競争力をビジネスの面で向上させたと評価されている。
	Federal Economic Development Initiative in Northern Ontario (NedNor), Federal Office of Regional Development-Quebec (現名称 Canadian Economic Development for Quebec Region : CED) 1988～		上記 ACOA, WED と対応する連邦機関 (ケベック州と北部オンタリオ州をそれぞれ担当する地域開発機関) であるが、比較的小規模のプログラムとされる。	(上記2組織と同様) これらの地域開発機関は、地域全体の開発というよりは、私的なビジネスセクターへの支援に重点を置いている。
	Interdepartmental Committee on Rural and Remote Canada 1990～		連邦組織の内、農村政策に関連する20機関が参画し、毎月連絡会を持ち、情報交換、連携協力関係の形成を進めている。	連邦組織を横断する課題の検討が円滑に進むようになった。
	Minister Responsible for Small Communities and Rural Areas の任命		保守政権のキャンベル首相の時に任命。農業大臣が兼務。農村政策担当大臣を置くのは初めての試み。	連邦レベルでの農村政策に対する関心の再燃が90年代に生じたことを示す。

(付表つづき)

法 律	組織・機関	プログラム等	概 要	評 価
	<u>Rural Renewal Secretariat</u> (Ministry of Agriculture and Food 内) 1994～		その後のリベラル政権下では、大臣ポストではなく、農村政策担当の部局を農業省の中に設置することに方針転換。省庁横断的な農村問題の窓口の役割を果たす。	

資料：Fairbairn (1998) “Policies and Programmes for Rural Development” (draft)をもとに引用者が整理した（下線は主な事項）。

注. 1930年代～1994年頃までをカバーしており、1995年以降の展開については本文を参照されたい。